

懲戒処分に対する栃木県人事委員会の裁決（懲戒処分の取消し）について

令和5年11月29日付けで那珂川町が行った懲戒処分について、栃木県人事委員会においての審査の結果、令和8年2月17日原処分を取消す裁決が出されました。

1 原処分の概要

対象者	主査 30歳代 男性
処分日	令和5年11月29日
処分内容	停職1ヶ月
概要	故意による公文書の毀棄や上司に無断で頻繁に離席等をした。

2 裁決の骨子

- (1) 被処分者に対する処分対象行為に関する審査通知書による告知が適式に通知されたものとは認められない。
- (2) 審査委員会に先立つ弁明や、審査委員会における意見聴取の機会を与えることが必要であったにもかかわらず、それをしないまま処分がなされた。
- (3) 審査委員会の審議は被処分者の処分内容に影響を与える重要な点に関し、誤った前提や事実認識の元になされた可能性がある。
- (4) 処分説明書の抽象的かつ不十分な記載内容からすれば、被処分者がいかなる事実関係と、いかなる法令の適用の元に、本件処分がなされたのかを認識、理解することはおよそ困難であった。

よって、本件処分は、適正かつ公正な手続きによる不利益処分を行ったものとは到底認められず、処分者はその裁量権を逸脱した違法な不利益処分を行ったと言わざるを得ない。

3 町長コメント

栃木県人事委員会の裁決を真摯に受け止め、適正な手続きの履践に努めてまいります。